

重要事項説明書

保育の提供開始にあたり、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）第 5 条に基づいて、当事業があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

第 1 事業者

事業者名称	株式会社スマイルクルー
主たる事務所の所在地	神奈川県横浜市西区平沼一丁目 13 番 14 号
法人種別	株式会社
代表者氏名	代表取締役 岡田 純一
電話番号	045-316-4355

第 2 ご利用事業

事業の種類	小規模保育事業
事業所の名称	チャイルドほーむ小田井園
事業所の所在地	名古屋市西区中小田井二丁目 34
管理者氏名	施設長 野村 真名美
連絡先	電話 052-502-6960 FAX 同番

第 3 事業の目的・運営方針

【事業所名】（以下、「当事業所」という。）は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）及びなごや子ども条例（平成 20 年名古屋市条例第 24 号）の理念にのっとり、保育を必要とする乳児及び幼児（以下、「利用乳幼児」という。）の保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする。

- (1) 当事業所は、働く保護者の視点に立ち、子育てを共に考えます。
- (2) 当事業所は、子どもが自主的に考え、行動できる姿を目指します。
- (3) 当事業所は、心身ともに健康で、自然体でいられる環境を整えます。

第4 施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	190.96 m ²	
	屋外遊戯場	敷地外	m ²
施設	構造	鉄筋コンクリート造	
	延べ面積	190.96 m ²	

(2) 主な設備

設備	居室数	備考
乳児室	1室	
ほふく室	1室	
遊戯室	1室	
沐浴室	1室	
調理設備		

第5 利用定員

認定区分		利用定員
3号認定子ども	満1歳以上	12人
	満1歳未満	3人

第6 連携施設

当事業所では、下表のとおり連携施設を設定しています。

連携施設の種類	保育所
連携施設の名称	比良西保育園・上名古屋保育園
連携の内容	集団保育、保育に関する相談・助言、代替保育に関する支援、

第7 職員の配置状況

当事業所では、「名古屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年名古屋市条例第58号）」の定める基準を遵守し、教育・保育の実施に必要な職員として、下記の職種の職員を配置しています。

職 種	員数	常勤	非常勤	備考
施設長	1	1	—	
保育士	4	2	2	
調理員	1	1	—	

※ その他、必要に応じて職員を配置しております。

第8 職員の勤務体制

職 種	勤 務 体 制	備 考
施設長	8：30～17：15(変更有)	
保育士	早番 7：30 ～ 16：15 日勤 8：15 ～ 17：00 遅番 9：45 ～ 18：30 *ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。	
調理員	8：00 ～ 16：45	

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。(平成30年4月1日時点)

第9 保育を提供する日、時間

開 所 曜 日		月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金 ・ 土
開 所 時 間 (延長保育)	平日	7：30 ～ 18：30
	土曜日	7：30 ～ 18：30
	日曜日・祝日	休園日
	コア時間	8：30 ～ 16：30

※ 12月29日から1月3日は休園日となります。

第10 提供する保育の内容

当事業所は、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）に基づき、利用乳幼児の心身の状況等に応じて、次に掲げる保育の提供等を適切に行います。

(1) 当事業所の保育理念

「enjoy!子育て」

…子育ては、みんなでやればもっともっと楽しくなります。ともに分かち合うことで、子どもの可能性がぐんと広がります。

「think!生きる力」

…子どもが発する「なぜ?」「どうして?」を大切にし、失敗を恐れずに行動する気持ちを育てます。子どものありのままを受け止め、見守ることで、自ら考え生み出していく力を培います。

「natural!健康な身体」

…自分が自分らしくいられるように、【みる・きく・ふれる・あじわう・かんじる】五感、直感、感性を大切にします。

(2) 当事業所の保育の目標

- ・健康で明るい子ども
- ・友だちと仲良く遊べる子ども
- ・心豊かな子ども
- ・意欲と思いやりのある子ども
- ・強く生き抜くことができる子ども

(3) 当事業所の保育の内容に関する全体計画

- 0才児
- ・安全で清潔な環境の中で、生理的欲求を満たし、心地よく過ごせるようにする。
 - ・一人一人の発達に応じた援助のもと、離乳の完了や歩行の完成を促し、身の回りのものへの興味・関心を広げる。
 - ・特定の保育者との愛着関係を深め、心地よい気持ちのやりとりを重ねながら豊かな感性や言葉の芽生えを育む。
 - ・安全で活動しやすい環境を構成し、保育者に見守られながら、運動遊びを十分に楽しむ。
- 1才児
- ・安定した生活リズムで過ごし、身の回りのことなどに興味をもち、自分でやってみようとする。
 - ・安心できる環境の中で好きな遊びを十分に楽しみ、好奇心を満たす。
 - ・保育者との信頼関係のもと、安心して自分の意思や欲求を表す。
 - ・遊びの中で、自分の思いやしぐさを簡単な言葉を使って表現し、身近な大人や友達との関わりを喜ぶ。
- 2才児
- ・安心できる保育者との関わりの中で、簡単な身の回りの事を自分でしようとする。
 - ・興味のある事や経験した事を、自分なりに言葉で伝えたり表現したりする事を楽しむ。
 - ・友達に関心をもち、同じ場で遊んだり、やり取りをしたりする楽しさを知る。
 - ・保育者と一緒に、全身や手指を使った遊びを楽しむ。

(4) デイリープログラム (一日の流れ)

平 日	
時間	活 動
7:30	順次 登園・受入れ 健康観察・検温 自由遊び 排泄・オムツ替え
9:30	朝の会・手洗い・おやつ
10:00	主活動 ・散歩、外遊び ・室内遊び・制作など
11:15	排泄・おむつ替え 手洗い・昼食
12:30	午睡準備 順次入眠
15:00	目覚め 排泄・おむつ替え 手洗い・おやつ
15:30	検温 自由遊び
16:30	順次降園 お迎えを待つ間、自由遊び 又は 散歩
18:30	降園完了



(排泄・オムツ替えは、個々に合わせて随時行います)

※ 離乳食、食物アレルギー対応食を提供し、宗教食の配慮もします。

※ 家の事情により 11:30 を過ぎて登園する場合は、昼食を済ませてから登園してください。

(6) 年間行事計画

月	行 事
4月	
5月	・端午の節句 ・感謝の日
6月	・歯科検診 ・健康診断
7月	・七夕まつり ・水遊び
8月	↓
9月	
10月	・ハロウィン
11月	
12月	・健康診断 ・クリスマス会(保護者参加)
1月	
2月	・節分
3月	・ひなまつり会 ・お別れ会

※身体測定・避難訓練は毎月1回実施します。誕生会は、誕生児がいる月に行います。(日にちは、園だよりにてお知らせします)

※その他、SIDS・不審者訓練・浸水訓練等、年に1～2回行います

(7) 給食の提供

- ・自園調理

(8) その他の事業の実施状況

- ・産休あけ保育

働く保護者が出産後も継続して勤務できるように、産休あけ(生後57日目)からの保育を実施しています。

第11 利用料金

(1) 保育にかかる利用者負担額（利用料）

名古屋市が定める利用料をお支払いいただきます。

(2) 短時間延長保育にかかる費用

短時間延長保育を利用された場合は、名古屋市が定める上限額の範囲で、運営規程で定めた利用料をお支払いいただきます。

(3) 保育において提供される便宜に要する費用及び特定負担額

- ・便宜に要する費用・・・当事業所では、第10に掲げる保育を提供するにあたり、必要となる物品の購入や行事への参加等に係る実費をお支払いいただきます。

区 分	項 目	負 担 額
便宜に要する 費用	連絡帳	1冊 320円
	園帽子（1・2才児）	1個 1,000円
	スポーツ振興災害共済給付費	年額 200円

第12 利用の終了に関する事項

利用乳幼児が、次に該当する場合は、保育の提供を終了するものとします。

- (1) 利用乳幼児が満3歳に到達して最初の3月31日を迎えたとき
- (2) 利用乳幼児の保護者が、「子ども・子育て支援法」に基づく支給認定を受けられなくなったとき
- (3) その他、当事業所の利用を継続することが困難な事由があるとき

第13 緊急時等の対応方法

(1) 医療機関

利用乳幼児に体調の急変等の緊急事態が発生した場合は、速やかに保護者の緊急連絡先等又は嘱託医への連絡を行います。

医療機関の名称	かしの木こどもクリニック	オレンジ歯科
医 師 名	院長 小山 慎郎	院長 伊藤 譲一
所 在 地	名古屋市西区野南 41	名古屋市西区中小田井 5-55
電 話 番 号	052-501-1233	052-503-0311

第14 非常災害対策

<p>暴風警報発令時</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所開園中に発令は、施設長の判断によりお迎えをお願いします。 ・保育所開園時間外に発令は、午前6時現在発令されており、継続が予想される場合は、園児の危険を予防し、不測の事態を未然に避けるため登園を見合わせるよう、保護者へ依頼する。 ・保育時間中に解除された場合は、施設の保全状態を確認の上、受託すること。 <p>なお、警報解除時の保育の再開については、保育所内の安全確認に要する時間、職員の参集に要する時間を考慮して、2時間以内に再開をする。</p>
<p>避難準備・高齢者等避難開始 避難勧告、避難指示(緊急) 特別警報発令時</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保育時間中に発令された場合は、解除されるまで休園とし、保護者にお迎えを依頼する。園児は、引き取りが完了するまで保育。必要に応じて、園児と共に避難所へ避難する。 ※最終避難場所…中小田井小学校 ・保育時間外に発令された場合は、解除されるまで休園とする。
<p>東海地震注意情報発表時 警戒宣言発令時</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保育時間中に発令された場合は、解除されるまで休園とし、保護者にお迎えを依頼する。園児は、引き取りが完了するまで保育。必要に応じて、園児と共に避難所へ避難する。 ※最終避難場所…中小田井小学校 ・保育時間外に発令された場合は、解除されるまで休園とする。
<p>避難訓練</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時に対応できる措置とし、地震・火災の項目のいずれかを毎月1回避難訓練として実施する。その他訓練内容は、年に1～2回実地する。 ※訓練内容（地震・火災・不審者・SIDS・浸水）
<p>非常災害用備蓄</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・非常食 ・水

※給食提供について→午前9時30分前に警報解除の場合は給食あります。午前9時30分以後に解除された場合は給食ありません。給食提供の無い場合は、お家で食事を済ませてからの登園にご協力ください。

第15 防犯、事故防止のための措置

当事業所は、利用乳幼児の安全を確保するため、事前に事故対策のために基本的事項を定め、一人ひとりに職員が緊急時の行動を共通理解することによって、万一の緊急事態に備えていく。

第16 虐待の防止のための措置

当事業所は、利用乳幼児の人権の擁護、児童虐待の防止のため、虐待防止に関する責任者を選任するとともに、職員に対し研修を実施します。

第17 苦情等の受付について

当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

当事業所苦情相談窓口	苦情解決責任者 施設長 野村 真名美 苦情受付担当者 施設長 野村 真名美
第三者委員	橋本 隆 元名古屋市小中学校校長 〔連絡先：090-5116-3854〕 鈴木 健市 監査役 〔連絡先：045-901-1756〕 <受付> 9：00～12：00、13：00～17：00 (土・日・祝・年末年始を除く)

第18 その他留意していただきたいこと

- (1) 送迎について当園駐車場は、大変混雑しやすいので安全の上、ご考慮頂くようご協力ください。
- (2) 登園やお迎えが遅くなる場合、お迎えの方が通常と異なる場合、また欠席される場合は事前に必ずご連絡ください。
- (3) お子様の具合が悪く保育が難しいと判断した場合は緊急連絡先へご連絡致しますので、速やかにお迎えをお願いします。
- (4) 園児が次の病気にかかった時は、医師による登園許可を頂いてから登園させてください。
(インフルエンザ、伝染性下痢症、百日咳、はしか、ポリオ、水疱瘡、風疹、おたふく風邪)
また、お子様が当園前に37.5度以上の熱がある場合、体調の優れない場合は無理な登園はおやめください。
- (5) 保護者様の就労状況に変更がございましたら、速やかに西区役所または山田支所の民生子ども係まで、お知らせください。

※この重要事項説明書の内容は、平成30年3月現在の情報です。